

令和4年度保健事業計画

山陽小野田市健康増進課

目 次

I 令和4年度保健事業計画

1 母子保健事業

(1) 母子健康手帳交付	3
(2) 健康相談	3
(3) 健康教育	4
(4) 健康診査	5
(5) 地区組織活動	7
(6) 訪問指導	7
(7) 不妊治療費助成制度	8
(8) 産後ケア事業	9
(9) 産前産後サポート事業（マタニティひろば）	9
(10) 子育て世代包括支援センター・ココシエ	10

2 成人保健事業

(1) 健康手帳交付	11
(2) 健康相談	11
(3) 健康教育	11
(4) 地区組織活動	12
(5) 健康マイレージ・健幸アプリ	13
(6) 健康診査	13
(7) 訪問指導	15
(8) 自殺対策強化事業	16
(9) ひきこもり支援	16
(10) 地域職域連携事業	17
(11) 特定保健指導	17
(12) がん患者医療用補整具購入費助成事業	17

3 健康づくり事業

(1) 健康増進計画推進事業	19
(2) 健康で長生きのまちづくりフォーラムの開催	19
(3) スマイルエイジング健康講座シリーズ（出前講座）	19
(4) スマイルエイジング強化月間事業	20
(5) スマイルエイジングウォーキング推進事業	20
(6) スマイルエイジング薬局事業	21
(7) こども市民教育推進事業への協力	21
(8) たばこ対策事業	21

4 食育事業	
(1) 食育推進計画の推進	22
(2) 地区組織活動	24
5 感染症予防事業	
(1) 結核検診	25
(2) 予防接種	25
6 地域医療対策事業	
(1) 一次救急医療	27
(2) 二次救急医療	27
(3) その他	28
7 新型コロナウイルス対策事業	
(1) 地域外来・検査センター設置事業	29
(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	29
(3) 母子保健事業における新型コロナウイルス対策	29

I 令和4年度保健事業計画

1 母子保健事業

(1) 母子健康手帳交付

母子保健法に基づき、妊娠婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など妊娠出産及び育児のために必要な事項を記載し、妊娠中や産後の母親の健康を守り、また子どもの健康と健全な発育を守るために交付する。

【対象】

妊娠届を提出した市内の妊婦

【内容】

子育て世代包括支援センター・ココシエと保健センターの2か所で交付する。妊娠届を受理する際保健師が面接し、妊娠婦健康診査・マタニティスクール等母子保健事業の説明、担当母子保健推進員の紹介及び保健師・母子保健推進員の家庭訪問の承諾確認を行い、必要に応じて保健指導を行う。

(2) 健康相談

① すぐすぐ相談・随時育児相談・オンライン相談

育児不安やストレスなどから起こる様々な問題を共に解決するため、乳幼児の健康保持増進に必要な知識を保護者等に提供し、相談にあたる。

【対象】

乳幼児とその保護者等

【日時・場所】

(すぐすぐ相談) 予約制

保健センター：第1木曜日 9時30分～11時15分

スマイルキッズ：第4木曜日 9時30分～11時15分

(随時相談)

保健センター、スマイルキッズの開所している時間帯

(オンライン相談) 予約制

毎週水曜日 13時30分～16：00 1人30分程度

【内容】

育児相談、栄養相談、身体計測

② 就学時健康診査時の健康相談

次年度小学校に入学する児童の健康診査に合わせて、予防接種状況の確認及び接種勧奨を行い、重症化と流行拡大を防ぐとともに健康全般に対する保護者等の不安解消を図る。

【対象】

次年度入学予定児童の保護者等

【日時・場所】

各小学校　学校教育課が定めた月日

③ 年中児発達相談会

年中児（5歳児）を対象とした発達相談会を行い、健やかな成長発育の確認と集団生活が苦手な児の早期支援を行うことで、円滑な就学へつなげ、また、それぞれの発達特性をふまえた助言やフォローを個別に行うことにより、保護者の育児不安を軽減することを目的とする。

【対象】

市内年中児で相談会を受けることが必要であり、かつ希望する児とその保護者。

【日時・場所】

10、11月　厚狭地域交流センター・保健センター（厚狭地区複合施設内）

【内容】

保護者及び保育園・幼稚園に健康調査票を依頼し、発達等で気になる児に対しては園訪問を実施。その後、発達相談会にて心理相談及び就学相談を実施。

（3）健康教育

① あんしん子育てひろば（すくすくセミナー）

乳幼児の健康の保持増進のため、予防接種を含めた疾病予防や子どもの発達等について正しい知識の普及を行う。定員を設ける。

【対象】

市内の未就学児とその保護者等

【場所】

保健センター（厚狭地区複合施設内）

【内容】

年2回

（1回目）

小児科医師講話「子どもの病気とその予防」

司書講話「絵本の読み聞かせのポイント」

個別相談、身体測定

（2回目）

小児科医師講話「子どもの発達と関わり方」

司書講話「絵本の読み聞かせのポイント」

個別相談、身体測定

② 離乳食ひろば（すくすくセミナー）

保護者が離乳食開始時期の不安や悩みを解消し、食生活や育児等に関する正しい知識の普及を行う。定員を設ける。

【対象】

市内の生後3～6か月の乳児とその保護者等

【場所】

保健センター（厚狭地区複合施設内）

【内容】

保健師講話「育児のポイントについて」

栄養士講話「離乳食について」

調理実演、試食、個別相談、身体測定

③ 幼児食ひろば（すくすくセミナー）

保護者が離乳食完了時期の不安や悩みを解消し、食生活やう歯予防等に関する正しい知識の普及を行う。定員を設ける。

【対象】

市内の1歳前後の乳幼児と保護者等

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

栄養士講話「幼児食のポイントと生活リズムについて」

歯科衛生士講話「虫歯予防について」

保健師講話「母子保健事業等について」

④ 発育・発達事業（療育教室：にこキッズ）

発達が気になる親子に対し、遊びを取り入れながら早期療育並びに相談・指導を行う。

【対象】

幼児健診で経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者等

【場所】

保健センター

【内容】

毎月2回 親子遊びの体験と児童指導員による観察、指導及び個別指導

（4）健康診査

① 妊産婦健康診査 **拡充**

母子保健法に基づき、母体の健康状態、胎児の発育の状態等医療及び保健の面から援助の必要な妊産婦を早期に発見し、妊産婦の健康管理及び保健指導を行う。

【対象】

市内の妊産婦及び多胎妊婦

【場所】

産科医療機関

【内容】

妊婦健康診査（14回） 産婦健康診査（2回）の健診費用を一部助成する。

多胎妊婦については、多胎妊婦健康診査（5回）の健診費用を追加で一部助成する。

診察項目については厚生労働省が示している標準的なもので実施。

② 妊産婦健康診査（歯科健診）

妊娠中の歯周病により早産や低体重児出生のリスクが高まることが報告されていることから、歯科健診を行うことで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ、安心して妊娠・出産できるように支援する。

【対象】

市内の妊婦（妊娠中期ごろが望ましい）

【場所】

歯科医師会に加入している市内の歯科医院、山口労災病院

【内容】

口腔内診査、健診結果判定、妊婦への指導

③ 乳幼児健康診査

成長の著しい乳幼児期に健康状態を確認し、早期に疾病、障害を発見し、適切な指導を行う。また、保護者等に対し育児全般に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図る。

【対象】

1か月、3か月、7か月の乳児と1歳6か月、3歳6か月の幼児

【場所】

乳児：医療機関（個別） 幼児：保健センター、スマイルキッズ（集団）

【内容】

・乳児一般健康診査

出生届を受理する際に、1か月・3か月及び7か月の乳児健康診査票を交付。医療機関受診の結果、精密健康診査が必要と判定された児には、精密健康診査受診票を交付する。

また、有所見児に対しては、必要に応じ保健師が連絡をとり、訪問、育児学級、すくすく相談等で経過を観察、助言、指導を行う。

・幼児健康診査（1歳6か月児・3歳6か月児）

対象児の保護者宛に郵送された問診票の必要事項を自宅で記入の上、該当月に予約し受診。総合判定結果により、精密健康診査が必要と判定された児に、精密健康診査受診票を交付する。また、保健師の訪問指導やにこキッズ、発達クリニック、療育相談会等の専門療育機関を紹介する。

幼児健診未受診者の対策として、保育園や幼稚園と連携し受診を促すとともに安否確認を実施する。

(5) 地区組織活動

① 母子保健推進員活動事業

母子保健施策を推進するために、各地域に母子保健推進員を配置し、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することで、母子保健の向上を図る。

【対象】

母子保健推進員

【内容】

市長の委嘱を受けて、妊産婦、乳幼児等を訪問し、母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握と各種の申請を行っていない人や、母子保健事業の対象者が必要な施策を受けることが出来るようにするための活動を行う。

② 出生対策地域実践活動

「安心して生み、健やかに育つ環境づくり」を目指し、地域活動の実践により、子育てに対する地域ぐるみの支援体制の確立、地域住民の子育て意識の高揚を図る。

【対象】

市内の未就園児とその保護者

【場所】

児童館、地域交流センター、スマイルキッズ、保健センター

【内容】

七夕、クリスマス

③ 母子保健推進員の育成・支援

研修会を実施することにより、母子保健推進員の資質向上を図る。

【対象】

母子保健推進員

【内容】

年4回 研修会の開催

(6) 訪問指導

妊産婦・乳幼児の健康診査の結果、保健指導を受けることが必要な人及び育児上必要があると認めるときは、母子保健法第11条及び第17条に規定する訪問指導を行う。

【対象】

(妊産婦)

- ・ハイリスク妊婦、特定妊婦
- ・妊産婦健康診査の結果、支援が必要な妊産婦
- ・関係機関から依頼があった妊産婦

(新生児)

- ・第1子及び低出生体重児
- ・関係機関から依頼があった児

(乳児)

- ・全戸訪問対象児（母子保健推進員が面接できていない児）
- ・乳児健康診査の結果、支援が必要な児
- ・乳児健康診査未受診児
- ・養育支援（虐待等）が必要な児と保護者
- ・関係機関から依頼があった児

(幼児)

- ・幼児健康診査の結果、支援が必要である児
- ・幼児健康診査未受診児
- ・養育支援（虐待等）が必要な児と保護者
- ・関係機関から依頼があった児

【内容】

関係機関や医療機関と連携しながら保健師等が家庭訪問を実施し、母性又は乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を行う。

(7) 不妊治療費助成制度 拡充

次世代育成支援の一環として、不妊に悩む方々の不妊治療への経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進する。

【対象】

市内の不妊治療を受けている戸籍上の夫婦
(一般不妊治療、特定不妊治療は所得制限なし、事実婚も含む)

【内容】

健康増進課にて不妊治療費助成の申請を受け付けるとともに、相談窓口の紹介等を行う。

・一般不妊治療費助成制度

医療保険適用の不妊治療費に対し1年度当たり3万円以内
通算5年（3年目以降については医師が必要と認めたもの）

・特定不妊治療費助成制度（申請事務のみ）変更

令和3年度に治療開始し、令和4年度に終了する、医療保険適用外の特定不妊治療費に対して、令和4年度に1回限り助成する。

医療保険適用外の治療費に対し1回の治療につき30万円（※治療法により10万円）まで助成する。

採精手術（医療保険適用外）を行った場合は、1回の治療につき30万円まで助成する。（※治療法による）

初めて助成を受ける際の治療開始年齢が

40歳未満なら43歳になるまで1子ごと6回まで

40歳以上から43歳未満なら43歳になるまで1子ごと3回まで

- ・人工授精費助成制度（申請事務のみ）変更
医療保険適用外の人工授精費用に対し、1年度当たり9千円以内
通算5年（3年目以降については医師が必要と認めたもの）
- ・不育症検査費助成制度（申請事務のみ）
先進医療として国が告示している不育症検査を国が認めた医療機関で実施した場合、1回の検査につき5万円まで助成する

（8）産後ケア事業

退院直後の母子に対し、心身のケア及び育児のサポート等を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制の整備を図る。

【場所】

医療機関及び自宅

【対象者】

原則としておおむね産後1年未満の産婦及びその子のうち、家族等から十分な家事及び育児などの援助を受けられない者

【内容】

ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日中一時滞在型）、訪問型

- ・産婦の母体管理及び生活面の指導
- ・授乳（乳房ケアを含む。）、沐浴等の育児指導
- ・心のケア
- ・その他必要な保健指導

（9）産前産後サポート事業（マタニティひろば）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により、妊産婦の健康管理の向上を図る。

【対象】

原則市内に在住する妊産婦とその家族

【場所】

スマイルキッズ、保健センター（厚狭地区複合施設内）、オンライン

【内容】来所とオンラインで選択可能

1回3コース（年4回）

1回目 育児編「これで安心♪赤ちゃんのお世話」

- ・沐浴・育児体験（来所のみ）
- ・動画「沐浴編」「育児方法編」
- ・沐浴、育児に関する質問など

2回目 食育・歯科編「おいしい！簡単！クッキング！」

- ・妊娠中の食生活と歯科の講話

- ・調理実習と試食（来所のみ）
- 3回目 交流編「スマイル♪マタニティライフ！」
- ・子育て支援サービスについて
 - ・母子保健推進員活動の紹介
 - ・妊婦さんと皆さんとの交流会

(10) 子育て世代包括支援センター・ココシエ

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するために、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランを作成することを目的に設置する。

【場所】

スマイルキッズ内

【内容】

- ・妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- ・妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- ・支援プランを作成すること。
- ・保健・医療又は福祉の関係機関との連携調整を行うこと。

2 成人保健事業

(1) 健康手帳交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を健康手帳に記載し、自らの健康管理と適切な医療に資する。

【対象】

40歳以上の市民

【内容】

健康教育・健康診査・健康相談・訪問指導などの機会をとらえて市ホームページからダウンロードできることを周知する。

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

① 定例健康相談

【日時・場所】

厚狭地区複合施設　：毎月第2火曜日　9時30分～11時30分

【内容】

血圧測定、体脂肪率測定、尿検査、みそ汁塩分濃度測定、健診結果説明及び保健指導・栄養指導、心の相談（ひきこもり、アルコール依存等）他

② その他の健康相談

健康教室や自治会、女性会、老人会、医師会ミニ講座等地域の健康教育や患者家族会に併せて生活習慣病予防・認知症予防・心の健康等健康づくり全般について実施。

③ 隨時健康相談、電話、来所、オンラインによる相談

(3) 健康教育

生活習慣病の予防及び健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資する。

① 糖尿病予防教室

糖尿病予備群の者が自らの生活習慣を振り返り、糖尿病予防のための生活習慣を身につけ、日常生活において継続することにより、糖尿病の発症を予防する。

【対象】

40～74歳までの糖尿病予防に関心のある市民

【内容】

4回1コース（年1回）

医師講演 「糖尿病の病態について」

講 話 「血糖値を改善するための運動」「コロナ禍での運動方法」

「血糖値を改善するための食事」

調理実習、運動実習 他

② 医師の講演会

専門医による講演会を開催することで市民が健康に関する知識を習得し、健康の保持増進を図る。

【対象】

市民

【内容】

年1回 健康推進員養成講座の第1回目に合わせて実施。

テーマ：「知識は宝物♪知ろう！生活習慣病と予防方法」

③ 健康体操

市民が自主的に集まり楽しく運動を行うために、運動の場を提供することにより運動習慣を身につけ生活習慣の改善につなげる。

【対象】

市民

【内容】

SOSおきよう体操、はつらつ山口健康体操、ストレッチ体操他、9か所の自主グループへ運営支援を年3回程度行う。

（4）地区組織活動

① 健康推進員養成講座

生涯にわたる健康づくりを推進するため、栄養・運動・休養など生活習慣の改善を行うことで自分の健康問題を解決し、自分のみならず、家族から地域へと健康の輪を広げ、健康推進員として健康づくりを通して「元気な地域づくり」に寄与できる人を養成する。

【対象】

市民

【内容】

8回1コース（年1回）とし、健康づくりに関する講話、運動実技、医師の講演会など。

② 健康推進員の育成・支援

健康づくりのリーダーとして普及啓発に努め、地域住民の健康保持増進を積極的に推進していくよう、健康推進員の資質向上を行う。

【対象】

健康推進員

【内容】

ウォーキング、健康体操、グループワーク、勉強会等の研修会。

③ 健康推進員交流会

健康推進員自身の健康づくりに役立てるとともに、他校区の健康推進員との交流を図るなど、仲間と楽しく健康づくりを行う機会を設ける。

【対象】

健康推進員

【内容】

ウォーキング・体操、食事、休養などの健康づくり活動の振り返りと健康推進員同士の交流。

(5) 健康マイレージ・健幸アプリ

健康寿命の延伸を目指して、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、行政・医療保険者・企業等が連携し、社会全体で継続して健康づくりを推進する環境の整備を図る。

【対象】

小学生以上の市民（在勤・在学を含む）

【内容】

県が実施する「やまぐち健康マイレージ事業」実施要綱に基づき実施する。検診受診等の健康づくりに取り組み、ポイントを貯めて、やまぐち健康づくり応援カードを受け取ると同時に市独自の取組である商品応募に参加できる。応援カードは、協力店で特典が利用できるなど、健康づくりを応援する。県と連携して協力店の拡大にも努める。その他、市内事業所が事業所単位で健康づくりに取り組む仕組みを取り入れ、働く世代の健康づくりにつなげる。また、県が実施している健幸アプリも同時に周知・推進し、こちらもポイントが貯まればマイレージ同様、商品応募に参加できる。

(6) 健康診査

がん、心臓病、脳血管疾患等生活習慣病対策の一環として、これらの疾患の早期発見をする。また診査の結果、必要に応じ、栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの疾病予防と重症化予防をする。

① 健康診査

【対象】

医療保険者が行う健康診査を受ける機会のない人。

【実施期間】

6月1日から翌年1月31日までの8か月間

【内容】

問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査、眼底検査（医師の判断により必要な人のみ）等

② 訪問健康診査

医療保険者が行う健康診査を受ける事の出来ない在宅の寝たきり又はこれに準ずる人及び介護者に対し、必要に応じ医師及び看護師の訪問による健康診査を行う。

③ がん検診

【対象】

・胃がん検診	市内の50歳以上、前年度検診を受けていない人
・大腸がん検診	市内の40歳以上の人
・肺がん検診	市内の40歳以上の人
・子宮頸がん検診	市内の20歳以上、前年度検診を受けていない女性
・乳がん検診	市内の40歳以上、前年度検診を受けていない女性
・前立腺がん検診	市内の50歳～70歳の男性

【日時・場所】

個別検診：6月1日から翌年1月31日までの8か月間、医療機関で実施。

集団検診：各種がん検診を特定健康診査等と同時に受けられるよう、保健センター、地域交流センターなどの会場で実施。

地区巡回検診：肺がん・結核検診を市内の地域交流センター、自治会館、スーパー等の駐車場など約60か所で実施。

【内容】

・胃がん検診	問診、胃部X線撮影又は胃内視鏡検査
・大腸がん検診	問診、便潜血反応検査
・肺がん検診	問診、胸部X線検査、(必要時) 咳痰検査
・子宮頸がん検診	問診、視診、内診、細胞診、(必要時) 子宮体がん検診、コルポスコープ診、エコー検査
・乳がん検診	問診、乳房X線検査
・前立腺がん検診	問診、血液P.S.A検査

④ 若者健康診査

他の制度（職場健診等）で受診する機会のない人を対象に、肥満、高血圧、脂質異常、貧血等の健康診査を実施し、若い時期から、生活習慣病予防に対する自己管理を啓発するとともに病気の早期発見及び重症化予防に努める。

【対象】

18歳から39歳の市民

【日時・場所】

③がん検診 に同じ

【内容】

問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・医師診察・
骨量測定（女性の希望者のみ個別検診で実施）

⑤ 女性のがん検診普及啓発

9月のがん征圧月間、10月のピンクリボン月間に合わせて女性のがん（子宮・乳）の正しい知識を広め、検診の早期受診を勧める。

【対象】

市民 「お試し乳がん検診」は市内の38歳女性（先着30名）

【内容】

ピンクリボン月間中、本庁の玄関や市内のショッピングモール等での啓発活動や、38歳女性を対象に「お試し乳がん検診」を実施する。女性限定託児付の集団健診（若者健康診査（女性のみ）含む）を実施する。

⑥ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 拡充

クーポン券の送付及び個別の受診勧奨を行い、がん検診の受診率向上を目指す。また、精密検査になった人には確実に受診してもらえるよう受診勧奨を行う。

【対象】

・クーポン券送付

子宮頸がん検診 平成13年4月2日～平成14年4月1日生の女性

平成 9年4月2日～平成10年4月1日生の女性

乳がん検診 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生の女性

・乳がん検診勧奨ハガキ送付

① 子宮頸がん及び乳がん検診クーポン券交付者のうち一定期間を過ぎてもクーポン券の利用が確認できない者

② 平成29年度に乳がん検診を受診し、その後受診がない者

③ 50歳代女性の国民健康保険被保険者

・精密検査受診勧奨

がん検診等で精密検査になった人の内、未受診者

【内容】

子宮頸がん・乳がんの無料クーポン券送付

乳がんの勧奨ハガキを送付

精密検査の未受診者に対して訪問・電話等で受診勧奨を行う

⑦ 協会けんぽとの包括連携協定を活かしたがん検診受診率向上への取組

協会けんぽと包括連携協定を結ぶことで、協会けんぽ被扶養者に対して市が実施するがん検診について周知を図り、受けやすい体制を整備し受診率の向上を目指す。

(7) 訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる場合に、本人及びその家族などに対し保健

師などが家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

【対象】

健康診査で要指導となった人や、がん検診で事後フォローの必要な人、市国保加入者、訪問看護情報提供書により把握した人、関係機関からの依頼など訪問指導が効果的と認められる人

【内容】

関係機関や医療機関と連携しながら、食生活を含む生活全般の生活指導や健康相談を行い、生活習慣の改善などに向けた助言を行う。

(8) 自殺対策強化事業

① こころのサポーター養成講座

うつ病や自殺に関する基礎知識、相手の心身の不調への気づき、相談機関へつなぐ技術等を有するサポーターを養成し、こころの健康を見守る地域づくりを推進する。

【対象】

市民、職域、市役所職員等

【内容】

2回1コースで、講義、ロールプレイ等を行う

1回目は公開講座として、広く参加可能とする。

② 児童生徒の不登校ケース等に関する教育委員会・学校との連携強化

③ 正しい知識の普及啓発及び相談窓口等の周知

- ・小中学校での子ども市民教育推進事業への協力・実施
- ・地域、職域等での出前講座の実施
- ・広報、ラジオ、ホームページ等での相談窓口等の周知

(9) ひきこもり支援

ひきこもり状態にある者（半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との親密な関係がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）や家族が地域の中で相談できるよう支援する。

【対象】

ひきこもり状態にある者やその家族等

【内容】

相談支援窓口を「N P O 法人ふらっとコミュニティひだまり」に委託し、相談体制を充実させるとともに相談窓口の周知を行う。

(10) 地域職域連携事業

地域保健と職域保健が連携することにより、青壮年期を対象とした健康づくりを推進することを目的に実施する。

また、団体や企業による健康づくりにおける環境整備等の取組が推進されることで個人・家族の生活習慣の改善、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底につながり、健康寿命の延伸や生活の質の向上、企業の生産性の向上、医療費の適正化を目指す。

【対象】

市内の就業者及び事業所

【内容】

事業所を公募し、事業所が主体となり就業者自ら健康づくりに取り組めるよう支援する。

市が保有する健康に関する情報の提供

宇部地域・職域連携推進事業への協力

その他関係機関との連携・課題共有・情報収集

(11) 特定保健指導

生活習慣病の予備群が、生活習慣病に移行しないよう健診結果を理解して自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善し自己管理ができるよう支援する。

【内容】

特定健診の結果を踏まえ、特定保健指導該当者に対して生活習慣の改善に関する保健指導を実施するとともに、必要な人には受診勧奨、重症化予防のための指導等を実施する。

(12) がん患者医療用補整具購入費助成事業 新規

がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療により脱毛や乳房切除等によりウィッグや乳房補整具等の費用の一部を助成し、QOLの向上及び社会参加を促進する。

【対象】

- ・申請日時点で、山陽小野田市に住民票がある方
- ・がん治療による脱毛や乳房切除等により、ウィッグや乳房補整具等を必要としている方
- ・山口県アピアランスケア推進事業助成金の対象とならない方
- ・過去に本助成金を受けられていない方

【内容】

全頭かつら（装着に必要な頭皮保護用のネットを含む）、ケア帽子（医療用帽子）、胸部補整具（補整下着、エピテーゼ等）、乳がん用バスタイムカバー（温泉入浴着）等を令和4年4月1日以降に購入した方に、購入費用の2分

の 1 の額又は 3 万円のいずれか少ない方の額を助成する。(1人1回のみ)

3 健康づくり事業

(1) 健康増進計画推進事業

第2次山陽小野田市健康増進計画に基づき、健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会等と関係機関と協働しながら計画を推進する。

① ソーシャル・キャピタルの醸成に向けた取組

SOSかたつむりで行こう会（山陽小野田市健康増進計画推進委員会）が行う事業の支援及び計画の推進のための事業を実施。

② 第13回SOS健康フェスタ

さまざまなイベントを通じて健康に関心を持つてもらう啓発事業。

【日時】

令和4年11月20日（日）

【場所】

厚狭地区複合施設

【内容】

オンライン令和4年11月13日（日）～30日（水）

イベント 令和4年11月20日（日）

(2) 健康で長生きのまちづくりフォーラムの開催

市民等が健康づくりに興味を持ち、主体的に健康づくりを考えるきっかけづくりにするとともに、健康ご長寿社会の実現に向けた諸施策の推進につなぐ。

【日時】

令和4年9月25日（日）

【場所】

山口東京理科大学

【内容】

関係機関及び山口東京理科大学との連携を図り、フォーラムを開催

(3) スマイルエイジング健康講座シリーズ（出前講座）

① 市の出前講座

生活安全課が実施している出前講座の中の健康に関する講座を「スマイルエイジング健康講座」としてまとめ、周知するとともにシリーズの題目を増やしスマイルエイジングを推進する。

【対象】

市民及び企業

【日時・場所】

希望の日時に各場所に出向き出前講座を実施。

【内容】

乳幼児：乳幼児期からの食育のすすめ、むし歯予防、感染症予防、事故予防熱中症予防、新型コロナウイルス感染症等

小中学生：虫歯予防、がん予防、タバコ・お酒、食べ物や栄養について学ぼう、

楽しく体を動かそう、こころの健康、新型コロナウイルス感染症等

成人：がん予防、糖尿病予防、こころの健康、タバコ・お酒、運動について

熱中症予防、食から始める健康づくり、新型コロナウイルス感染症、健康遊具の体験等

② 保健医療専門職が行う外部講師講座

地域貢献等で自分の知識を活かしたいと考えている市役所以外の医療・保健等専門職を外部講師として登録し、シリーズ化するとともに市民や企業に提供する。

【対象】

外部講師登録：市内に在住・在勤の保健医療等専門職

講座の受講：市民及び企業

【日時・場所】

希望の日時に各場所に出向き出前講座を実施。ただし、外部講師の都合による

【内容】

運動：糖尿病と運動、肩の機能と肩こり、ウォーキング、姿勢改善他

睡眠時無呼吸症候群、がん予防、生活習慣病予防、サプリメント、感染症から身を守ろう、子育ての悩み「あれこれ」座談会他

(4) スマイルエイジング強化月間事業

スマイルエイジングを推進するにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、重点的に様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。

市民が健康への関心を持つ機会を提供することで、健康について考え健康づくりに取り組めることを目的に実施する。

【内容】

- ・スマイルエイジング強化月間応援サポーターによる取組
- ・ウォーキングイベントの開催
- ・朝食レシピ・お弁当コンテストの実施
- ・目指せ2万人！市民体操「SOSおきょう体操」を実施
- ・スマイルエイジングの普及啓発

(5) スマイルエイジングウォーキング推進事業

スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化した事業を展開する。

【内容】

- ・ウォーキングに関するホームページの充実

- ・ウォーキング講座の開催
- ・ウォーキングマップの作成
- ・ウォーキングマイスターを養成

(6) スマイルエイジング薬局事業 **新規**

スマイルエイジングの推進に向け、市が設定した一定の取組を実施する薬局を「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりを身近な地域でサポートできる健康拠点として、市薬剤師会、山口東京理科大学、行政の産学官連携のもと増やしていく。

【認定要件の内容】

- ・連携体制の構築
- ・積極的な健康サポートの取組
- ・研修終了薬剤師の配置
- ・健康情報の発信
- ・市民への周知

(7) こども市民教育推進事業への協力

将来を担うこどもに社会責任や、法の遵守、地域やより広い社会との関わりなどを教え、こども達が積極的に社会に参加し、責任と良識のある市民となることを目的として、学校教育課が実施している事業に対し健康づくりの側面から協力する。

【内容】

- | | | | | |
|---------|-------------------|-------|-----|-------|
| ・命のぬくもり | ・食育 | ・虫歯予防 | ・禁煙 | ・がん予防 |
| ・適正飲酒 | ・S O S の出し方（自殺対策） | | | |

(8) たばこ対策事業

禁煙指導及び受動喫煙対策を行うことにより、市民の生活習慣病の発症を予防し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

【対象】

市民及び企業等

【内容】

- ・公共の場や職場における受動喫煙防止対策
受動喫煙対策に関する調査を実施
- ・未成年の喫煙防止対策
教育委員会と連携し、小・中学生を対象とした健康教育の充実
高校生を対象とした健康教育の実施
- ・禁煙支援
禁煙希望者に対して健康相談などの機会を通じて医療機関(禁煙外来)、薬局等を紹介するなど対象者に応じた効果的な支援の実施
- ・たばこ対策推進のための環境づくり
喫煙と健康に関する正しい知識の普及啓発
(市広報、市ホームページの活用、出前講座、関係機関との連携)

4 食育事業

(1) 食育推進計画の推進

第2次山陽小野田市食育推進計画に基づき、食をめぐる様々な課題を解決すべく、個々の生活環境、身体状況等に即した「食」を中心とした具体的な指導を行い、食育を総合的かつ計画的に進める。

【内容】

市民や各団体等のライフステージや食課題に応じた食生活改善に関する講座を実施。

また、食生活改善推進協議会等の協力を得て、調理実習を含めた生活習慣病予防のための健康教室等を実施する。

① ねたろう食育博士養成講座

地域住民が生涯を通じた健康づくりを実践するために、食に関する正しい知識を学ぶことで健全な食生活を実践し、食育の大切さをPRできる人材を養成する。

【対象】

小学生以上の市民（在勤・在学含む）

【内容】

体験型の食育講座の開催(年5回)

食事のバランス、朝食の大切さ、減塩について、食品成分表示の見方、

歯の健康、市民健康体操、野菜づくり、地産地消、生産者との交流

食事のマナー、調理実習、食エコなど

② ねたろう食育博士育成・支援

地域住民が生涯を通じた健康づくりを実践するために、食に関する正しい知識を学ぶことで健全な食生活を実践し、食育の大切さをPRできるよう支援する。

【対象】

ねたろう食育博士認定者

【内容】

ねたろう食育博士が実施する野菜摂取、朝食の大切さ等の食育に関する啓発、料理講習会、試食会などの活動支援

③ もぐもぐはかせ教室（キッズキッチン）

未就園児の食課題に応じて、その保護者が、食に対する不安や課題を解決することで正しい食生活を身につけること。また、未就園児が食に関心をもつことを目的とする。

【対象】

1歳半～3歳児とその保護者

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

野菜摂取、おやつの役割、味付けと味覚のいずれかをテーマとした講話、簡単な試食など（年4回）

④ミニしょくいくはかせ教室（キッズキッチン）

幼少期の頃から食体験を増やし、食の知識や料理技術の習得、食事のマナーなどを総合的に学び、食に関心をもつこと。また、その保護者が家庭での食育を実践することを目的とする。

【対象】

3歳半～就学前 ※保護者は見学のみ

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

食品衛生、食事のマナー、五感の形成などをテーマとした調理体験、講話、簡単な試食など（年20回）

⑤ねたろう食育ネットワーク活動支援

第2次山陽小野田市食育推進計画の推進に当たり、市内幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を図り総合的かつ計画的に推進できるよう支援する。

【対象】

市内幼稚園、保育園、小学校、中学校の食育担当者

【内容】

ねたろう食育ネットワークが開催する食育ネットワークだよりの発行、朝食に関する実態調査、朝食レシピ募集、食育に関する啓発などの活動支援。

⑥随時電話、来所による個別栄養相談

食生活に関する様々な問題を共に解決するため、対象者の健康保持増進に必要な情報を対象者やその家族に提供し、相談にあたる。

【対象】

市民

⑦野菜摂取及び減塩プロジェクト

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの疾病を予防するため、野菜摂取増加や減塩を中心とする市民を増やす。

【内容】

- ・啓発の強化

F Mスマイルウェーブの活用、食育ポスター展示、ホームページ食育コーナーへの掲載、食育に関するツールの作成、推進（食育ランチョンマット、食育レシピ集）、塩分濃度計の貸し出し

- ・食育ネットワーク体制の充実

(2) 地区組織活動

①食生活改善地区組織活動

地区住民の健康づくりを担い、特に食を切り口としたボランティアとして、実践活動の推進のため食生活改善推進協議会を組織する。

【内容】

市の保健事業への協力のほか、公民館や児童館と連携をとりながら、幅広い年齢層を対象に、料理教室の開催、対話訪問、検診の受診勧奨、地域の実情にあつた食生活に関する情報提供など地域に根付いた活動を行う。

②食生活改善推進員の育成・支援

研修会等を実施することにより、地区住民の健康の保持増進に寄与する食生活改善推進員の資質の向上を図る。

【内容】

- ・研修会の開催（合同研修会 年3回、支部研修会 2支部×5回）
- ・市広報「健幸 recipe」（毎月1日号）監修

③食育講演会の開催 新規

山陽小野田市食生活改善推進協議会が主体となり、地域住民が笑顔で年を重ねることができるよう、食を切り口とした健康づくりを実践するために、食に関心をもつ機会として食育講演会を開催する。

【日時】

令和4年10月25日（火）

【場所】

市民館文化ホール

【内容】

食育講演会の開催

食育に関する展示及びチラシ配布等ロビーにおいて普及啓発

5 感染症予防事業

(1) 結核検診

結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐ目的で実施。

【対象】

65歳以上の市民

【日時・場所】

個別検診：6月1日から翌年1月31日までの8か月間、医療機関で実施。

集団検診：各種がん検診を特定健康診査等と同時に受けられるよう、保健センター、地域交流センターなどの会場で実施。

地区巡回検診：肺がん・結核検診を市内の地域交流センター、自治会館、スーパー等の駐車場など約60か所で実施。

【内容】

問診、胸部X線検査

(2) 予防接種

予防接種法に基づき実施する。

① A類疾病の定期予防接種

【対象】 予防接種法に基づく対象年齢

【種類】 BCG、破傷風、百日せき、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻痺性筋無力症、風疹、日本脳炎、水痘、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、風疹第5期、ロタウイルス

【場所】 医療機関

子宮頸がんワクチンキャッチャップ接種 新規

【対象】 平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女性で子宮頸がんワクチン接種を合計3回受けていない者

【期間】 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

【種類】 2価（サーバリックス®）、4価（ガーダシル®）

【場所】 医療機関

② B類疾病定期予防接種

【対象】

（インフルエンザ）

- 65歳以上の市民
- 60歳以上65歳未満の市民であって、心臓、腎臓、又は、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極端に制限される程度の障害を有する

者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

(成人用肺炎球菌ワクチン)

- ・令和4年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる市民（経過措置が平成31年度～令和5年度まで延長）
- ・60歳以上65歳未満の市民であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極端に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

※いずれも、今までに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことのない人

【種類】

インフルエンザ、成人用肺炎球菌

【場所】

医療機関等

6 地域医療対策事業

(1) 一次救急医療

① 急患診療所事業

医療機関の開いていない時間帯の内、平日夜間の内科と休日の小児科の診療所を開設することにより、一次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

科	診療時間	開設日
内 科 (中学生以上)	19：00～22：30	月曜日～金曜日(祝日を除く) 年末年始は休診
小児科 ※ 1	9：00～12：00 13：00～17：00	日曜日・祝日 12月31日、祝日（元旦）、1月2日、1月3日

【場所】

山陽小野田市急患診療所

※ 1 ……小児科は9月30日まで。10月1日以降は、宇部市休日・夜間救急診療所での対応。

<<宇部市休日・夜間救急診療所診療日時>>

診療時間	開設日
19時30分～23時	月曜日～水曜日、金曜日
18時～23時	木曜日、土曜日
9時～12時、13時～17時	日曜日、祝日、盆（8/14～16）、年末年始（12/30、12/31、1/2、1/3）

② 休日応急医

医療機関の開いていない休日に、一次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

休日（9：00～12：00、13：00～17：00）に内科系と外科系の医療機関を1箇所ずつ、山陽小野田医師会の協力により開設する。

【場所】

各当番の医療機関

(2) 二次救急医療

① 輪番病院

医療機関の開いていない時間帯の二次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

広域医療圏内（宇部・山陽小野田・美祢地域）にある8つの総合病院において、1日1病院の当番制で二次救急医療を実施する。

② サポート病院

輪番病院が手術中等で対応ができない場合に、代わりに二次救急医療の受け皿となる。

【内容】

上記の8つの病院に4病院を加えた12病院で、1日2病院のサポート病院体制をとる。

③ 救急安心センター事業（#7119）

県民が病気やけがをした際に共通の短縮ダイヤル（#7119）に電話を掛けることにより、医療相談や受診可能な医療機関等の案内を受けることができる相談窓口を山口県が設置している。

【内容】

24時間体制で相談員（看護師）が2回線で対応し、専門的判断が必要なときは医師が相談員に助言を行う。

（3）その他

- ・地域医療対策連絡会議を年1回開催
- ・市内の公共施設へAEDを設置し、市ホームページにAED設置マップを掲載
- ・やまぐち医療情報ネットワークシステム運営負担事業
- ・地域医療連携情報ネットワーク（さんさんネット）運営負担事業
- ・公的病院支援事業（小野田赤十字病院）
- ・産科医等確保支援事業

7 新型コロナウイルス対策事業

(1) 地域外来・検査センター事業

新型コロナウイルス感染症について、迅速に検査を受けることができるよう、山口県からの委託により地域外来・検査センターを設置し運営するものである。

【設置開始年月日】

令和2年10月5日

【対象】

登録医療機関の医師が、新型コロナウイルス感染症の検査を必要と判断した人

【検査方法】

抗原定量検査

【内容】

- ・登録医療機関から検査予約の受付
- ・登録医療機関において検体採取を行う
- ・検体回収を行い、検査機関へ搬送
- ・検査結果を医療機関等へ連絡

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を防ぐ目的として、希望者が新型コロナウイルスワクチン接種を受けることが出来る体制整備を行うものである。接種券の発送を行い、予約受付、集団接種会場での接種の実施、接種できる医療機関の確保を行う。

(3) 母子保健事業における新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止を行いながら母子保健事業を安全に遂行する。

【対象】

子育て世代包括支援センターココシエ、乳児全戸訪問、養育支援訪問の母子保健業務を行う職員及び母子保健推進員、母子保健事業利用者

【内容】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためのマスク、消毒薬等の購入